

令和7年6月岡山県議会定例会提出予定案件

令和7年5月30日

件 名		内 容		
1 予算案件 (1)		(単位：千円)		
会 計 名		既定予算額	補正予算額	計
一般会計 令和7年度岡山県一般会計補正予算(第1号)		776,861,305	1,563,689	778,424,994
2 条例案件 (6)	別紙のとおり			
3 その他	<p>地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項について</p> <p>令和6年度繰越計算書について</p>	<p>◎県営住宅の明渡し並びに家賃及び損害賠償金の支払の請求等に関する訴えの提起について 2件 784,500円</p> <p>◎令和6年度岡山県一般会計繰越明許費繰越計算書</p> <p>◎令和6年度岡山県一般会計事故繰越し繰越計算書</p> <p>◎令和6年度岡山県公共用地等取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書</p> <p>◎令和6年度岡山県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書</p> <p>◎令和6年度岡山県営電気事業会計予算繰越計算書</p> <p>◎令和6年度岡山県営工業用水道事業会計予算繰越計算書</p> <p>◎令和6年度岡山県流域下水道事業会計予算繰越計算書</p>		

番号	題名	提案課	概要
1	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	人事課	<p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に鑑み、妊娠等についての申出をした職員に対して、出生時両立支援制度等を知らせるための措置を講ずる等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例に規定する妊娠等についての申出があった場合における措置を講ずるに当たっては、当該申出をした職員（1において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならないこととする。</p> <p>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（(2)において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</p> <p>(2) 出生時両立支援制度等の申告、請求又は申出（(2)において「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</p> <p>(3) 職員の育児休業等に関する条例の規定による妊娠等についての申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</p> <p>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（2において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならないこととする。</p> <p>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（(2)において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</p> <p>(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</p> <p>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</p> <p>3 任命権者は、1(3)又は2(3)により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならないこととする。</p> <p>4 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">（施行期日 令和7年10月1日）</p>
2	職員の育児休業等に関する条例及び岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例	人事課 企業局	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に鑑み、育児等と仕事の両立を支援するため、職員が1日につき2時間を超えない範囲内で請求する部分休業の承認について、勤務時間の始め又は終わりにおいて行うものとする規定を削除する等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 職員の育児休業等に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 職員が1日につき2時間を超えない範囲内で請求する部分休業の承認について、勤務時間の始め又は終わりにおいて行うものとする規定を削除する。</p>

番号	題名	提案課	概要
			<p>(2) 職員が1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で請求する部分休業の承認は、1時間を単位として行うものとする。</p> <p>(3) (2)の部分休業について、次に掲げる場合にあっては、次に定める時間数を承認することができることとする。</p> <p>ア 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</p> <p>イ (2)の部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</p> <p>(4) 部分休業を請求するかを申し出る1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(5) (2)の部分休業の請求における時間の上限は、次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める時間とする。</p> <p>ア 非常勤職員以外の職員 77時間30分</p> <p>イ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</p> <p>(6) 職員が部分休業を請求するかを申し出る内容を変更することができる特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の当該申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</p> <p>(7) 部分休業の承認の取消事由を、(6)に定める事情により部分休業を請求するかを申し出る内容を変更したときに改める。</p> <p>2 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正</p> <p>1日の勤務時間の全部を勤務しない部分休業についてその勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給するとともに、部分休業の定義におけるその対象となる1日の勤務時間について1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間に限ることとする規定を削除する。</p> <p>3 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 令和7年10月1日)</p>
3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の	デジタル推進課	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号等の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行うことにより、県が行う先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に基づく費用の支給に関する事務に係る県民の負担の軽減及び県の事務の効率化を図るため、当該利用等に関し必要な事項を定める等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 個人番号を利用することができる事務として条例で定める事務に、知事が処理する先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に基づく費用</p>

番号	題名	提案課	概要
	一部を改正する 条例		<p>の支給に関する事務であって規則で定めるものを加えることとする。</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p> <p style="text-align: right;">(施行期日 条例の公布の日)</p>
4	岡山県税条例の 一部を改正する 条例	税 務 課	<p>地方税法の一部改正に伴い、個人の県民税について総所得金額等の控除額に特定親族特別控除額を加える等所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な内容】</p> <p>1 個人の県民税</p> <p>(1) 総所得金額等の控除額に特定親族特別控除額を加える。</p> <p>(2) 所得税法に基づく公的年金等の支払を受ける者であって、特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（(2)において「公的年金等受給者」という。）は、地方税法に基づく県民税に関する申告書を、当該公的年金等の支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所地の市町村長に提出しなければならないこととする。</p> <p>2 たばこ税</p> <p>加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準について、次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める方法により換算した紙巻たばこの本数によるものとする。</p> <p>(1) 葉たばこを原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）</p> <p>当該加熱式たばこの重量の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法（当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合には、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法）</p> <p>(2) (1)以外の加熱式たばこ</p> <p>当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法（当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合には、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法）</p> <p>3 その他規定の整備を行う。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>施行期日 令和8年1月1日。ただし、</p> <p>3の一部については、条例の公布の日</p> <p>2については、令和8年4月1日</p> <p>3の一部については、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日</p> <p>3の一部については、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日</p> </div>

番号	題名	提案課	概要																				
5	地域経済牽引事業促進区域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	税務課	<p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、地域経済牽引事業促進区域における不動産取得税の課税免除を行う対象施設の取得期限を延長するものである。</p> <p>【主な内容】 地域経済牽引事業促進区域における不動産取得税の課税免除を行う対象施設の取得期限を令和10年3月31日まで延長することとする。 (施行期日 条例の公布の日)</p>																				
6	岡山県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例	地域福祉課	<p>市町村長の意見等に鑑み、市町村の区域ごとの民生委員の定数を改めるものである。</p> <p>【主な内容】 市町村の区域ごとの民生委員の定数を次のように改める。</p> <table border="0" data-bbox="596 846 1002 994"> <tr> <td>1</td> <td>津山市</td> <td>285人</td> <td>→</td> <td>288人</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>笠岡市</td> <td>161人</td> <td>→</td> <td>162人</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>赤磐市</td> <td>122人</td> <td>→</td> <td>123人</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>鏡野町</td> <td>68人</td> <td>→</td> <td>69人</td> </tr> </table> <p>(施行期日 令和7年12月1日)</p>	1	津山市	285人	→	288人	2	笠岡市	161人	→	162人	3	赤磐市	122人	→	123人	4	鏡野町	68人	→	69人
1	津山市	285人	→	288人																			
2	笠岡市	161人	→	162人																			
3	赤磐市	122人	→	123人																			
4	鏡野町	68人	→	69人																			